

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	1/10
日時		場所	

## 基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明

### (1) 基本構想素案の概要説明

政策課長の山本と申します。私のほうからは、仮称第四次座間市総合計画基本構想の素案、概要版についてご説明いたしたいと思っております。今日お手元にある概要版に沿って説明いたします。

1 ページ目の上段には策定の趣旨と枠組みを示しております。策定の趣旨については、「総合計画は長期的な展望に立ち、地方自治体の目指すべき将来像、こうあるべきだという将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政を運営していく」という内容を示しております。これについては、地方自治法という法律の中でも策定が義務付けられており、議会の議決を経ることになっております。

本市におきましては、平成3年に計画期間を20年間とする第三次総合計画を進行してまいりましたが、20年間ということでは来年の3月まで、「みなぎる活力 やすらぎが調和する ときめきのまち」という将来像に向けて色々な施策を展開し、その実現に向けて努めているところでございます。第三次総合計画が来年3月までということで、それ以降の新しい総合計画の策定に努めているところでございます。

第三次座間市総合計画は、平成3年が初年度でした。その翌年には、ご存知のとおりバブルの崩壊という大きな変化がございました。そういうような時に、新たな視点で、長期的な展望に立ってより有効的な総合計画策定が求められているという背景がございました。

また、今後の市政運営においては、協働による市民参加の協働によるまちづくりという視点が生かされると認識しております。そのために、よりわかりやすく目標を立ててその実現に向けて努めていくというような形が、基本的な考え方となっております。そのような考え方の中で枠組み、どういう計画にしたらいいかということを検討してきた結果、基本構想と実施計画、戦略プロジェクトという3つの構成でまちづくりを進めていくこととしております。

今日ご紹介するのは基本構想の部分でございます。この基本構想は、現在の第三次座間市総合計画では20年間ということで、ページにすると12~13ページの中で記載している事項であり、そうすると20年間という計画ではどうしても抽象的にならざるをえない、具体的に書けない部分がございました。

それを協働のまちづくりで進めていく上で、よりわかりやすく、目標を明確にという意味合いで基本構想と基本計画というのを1つにし、今のところ基本構想部分が150ページぐらいになると考えております。その中で基本的な、より具体的な目標を掲げて、どうやって実現していくかということの基本構想の中で明らかにしていっております。

さらに、それを具体的に実施する内容について実施計画で、これは4年間の計画で2年ごとに見直していくというような計画になっております。この実施計画においては、財政計画というものもの的に策定して、財政的な裏づけのもとに事業を組んでいくというような、より具体的な内容となっております。

そして、戦略プロジェクトというのは今回新しいもので、これについては政策・施策・事業

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	2/10
日時		場所	

という計画階層にこだわることなく、最重要課題を中心に戦略目標として掲げ、その達成のための取り組みを明確にすることで、これについてはもっと具体的に「こういうことを実現します」ということで、後で検証できるような計画となるよう考えております。

第四次座間市総合計画を策定するにあたり、一昨年、半年をかけて各職場からプロジェクトチーム(検討委員会)を編成し、各施策における現状と課題を、SWOT分析という、ちょっと難しい言葉かもしれませんが、そういった分析方法を用いて全施策、現状と課題を分析いたしております。その解決策、どうしたらいいかということまで検討いたしました。そういった点も踏まえて昨年の3月に策定方針という、どういう方針で新しい計画を策定していくのかという方針をまとめさせていただいております。

なお、20年の8月には外部評価という、大学の先生とか、そういう国の委員会に入られた外部評価委員がいらっしゃいますが、その方々から第三次座間市総合計画の全体を見て、現状と課題評価を行っていただいて、それも参考にして策定方針を定めたという経緯がございます。

先ほど市長のほうから、どのような取組をしてきたかという紹介があり、重複するかもしれませんがご紹介させていただきます。

まず3月には小学生を対象に絵画コンクールを実施させていただいております。それから4月にはまちづくりシンポジウムを開催させていただきました。8月には子ども議会というものを開催し、8月から9月にかけて、皆様方のご家庭にも届いたかと思えますけど、一言メッセージというのを募集させていただいております。この一言メッセージの結果が、3,600程度の貴重な意見をいただいている次第でございます。そして、市民まちづくり協議会というのを開催させていただきました。これは新しい取組でして、無作為で2000人の市民の方、18歳以上の方を対象とし、「まちづくりに参加していただけますか」という呼びかけをしたところ、63名の市民の方が応募してきて下さりました。5日間にわたり各テーマにしたがって検証していただき、大変貴重なご提言等いただきました。それから各種団体懇談会の開催、今回の地域別懇談会の開催となります。5月には総合計画審議会というのがあり、そちらのほうに計画案について諮問し、8月には答申をいただきたいと考えています。そして市議会のほうに上程し、12月に議決を経るという予定でございます。

2ページ目をご覧ください。こちらには座間市の姿ということで、人口の推移、今までどうだったのかということを示しております。また年齢的にはどうなのか、それから財政状況、よく「財政状況どうなのか」という質問がございますので、ここでは全部は触れておりませんが、概要をお知らせしたいと思います。

まずは一番上の人口でございます。これについては右肩上がり、増えているという現状でございますが、ここ3,4ヶ月は自然動態が減少に転じており、亡くなられる方とお生まれになる方を比べると、亡くなられる方の方が若干多くなってきており、人口減少となってきたと考えます。平成32年の10月の推定人口については、書いてあるように12万5,664人という推計をさせていただいております。

表2については、年齢別人口の推移を示しております。平成2年、65歳以上の方の人口が高齢者人口といい、その割合(高齢化率)を表すものがございますけれども、平成2年には6.4%、

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	3/10
日時		場所	

それが平成22年には約3倍の19.8%という統計になっております。それに伴い、14歳までの方の年少人口それから15歳から64歳までの生産年齢人口というのが減少していき、平成32年には高齢化率26.2%というような、平成2年に比べると約4倍の高齢化率となると説明させていただいております。

次に表の3でございます。これが平成21年の当初予算までの現状財政状況でございます。一番上の黒っぽいダイヤの形をした線については市民税。市民税は平成19年三位一体の改革で税源移譲があり、その税制改正に伴って増加しております。ただ、一昨年よく言うリーマンショックに端を発した100年に1度の不況という中で、国内経済の低迷もあり、その影響で減少してきております。そして、赤い四角のものは職員の人件費で、これについては減少しているという状況でございます。これには退職手当も入っておりますので別途に費用が計上されております。そして3番目の茶色っぽい×印みたいな印が付いているものは、扶助費というものでございます。扶助費というのは生活困窮者に対する手当とといった福祉的な経費であり、21年から22年にかけて急増しているのは、ご存知だと思いますけども、新政府による子ども手当、これが21億5,000万円であるため、急激に上昇しております。その他に生活保護世帯の給付も増えていることも要因となっております。一番下側のグリーンの線は公債費とあって、市の借金の返済にあたる部分になります。それについてはほぼ横ばいとなっております。

次に表の4(市民一人当たり未償還元金)ですが、これは現在の借金の額を市民一人当たりで割ったものでございます。これについても、平成13年から減ってきているという状況でございます。23年以降については、今後借入れが一切ない場合は、青い線のとおり減少する予測です。赤い四角の部分については、毎年10億円の借入をした場合の推移を示しています。同じように三角の緑の線については、20億円を毎年借入する、10年間としますと200億円になるわけですが、そういう場合の予測です。これについては、平成19年の神奈川県平均が46万円となっており、座間市は21年度現在20万程度ですから、県平均の半分以下であり、健全性が高いということになります。

左側の一番上、表5をご覧くださいと思います。これは昭和46年からの座間市の借入れの内容です。普通債と書いてありますが、これは道路を直したり、建物を建設したりと、そういった公共事業をやったときの借入れのグラフとなっております。そして右上に核づくり関連債という、これに関しては別に作成しておりますが、核づくりによって多額の借入を行ったということで、別に計上させていただいております。それらが平成22年では残っておりますけども、平成32年あたりには無くなる予測となっております。そして、核づくり関連債の右上にあるものについては、国策関連債という名前をつけておりますが、これは国が行った減税対策によって市税が減った分を財源として借入れたものでございます。さらに平成13年からは臨時財政対策債というものが生じております。本来、国が国税(酒税、所得税、消費税など)をもとに地方交付税として地方自治体へ交付すべきものが、収入不足で交付できず、それを地方が借金しているため生じているものです。なお、この減税対策債、臨時財政対策債については、交付税への算入により償還される仕組みとなっております。

④土地利用については、あとで都市マスタープランのほうで直接説明いたしますので省略さ

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	4/10
日時		場所	

せていただきます。

座間市を取り巻く社会環境というようなことで、わが国と本市を取り巻く社会潮流について1～9まで整理させていただいております。これについては、前回の懇談会でもご紹介し、詳しい内容も示しておりますけれども、今回このような形で整理したことを説明させていただきたいと思います。

本市のほうで特に今回の策定にあたり重要視しておりますのは、まちづくりの役割分担でございます。協働に対する市の考えをここで明らかにさせていただいておりますので、読ませていただきます。

「市民ひとりひとりがまちづくりの主役としての責任と自覚を高めつつ、お互いに地域社会の中で支えあえるよう、自助・共助の精神に基づいて、まちづくりの担い手となることが望まれます。市民はまちに愛着を持ち、まちづくりの話し合いの機会に主体的に参加していくことが望まれます。市のまちづくりの課題に対する認識を高め、まちの目指す将来像や重点的に取り組む事項を行政とともに共有することが必要です。」

このような市の考えを示させていただき、市の役割として、1番目に「市行政は多様な主体によるまちづくりのまとめ役です。」、2番目に「市民の声を聞くとともに、市行政が持つ情報を積極的に提供し、信頼関係を築きます。」、3番目に「地域活動や民間活動が自立できるよう支援します。」、4番目に「新たな価値観でまちづくりを実践します。」と説明しております。

左側に載せたもの、これは、第三次総合計画で言う「みなぎる活力 安らぎが調和するときめきのまち」という将来都市像、これについて仮称の第四次座間市総合計画の将来像として定めております。「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」。

この「ともに織りなす」というのは、『「人から人へ」公助、自助が共助へ広がり、多様な地域コミュニティが活性化し、地域の連帯が強いまちであることを表現しています。』『「活力と個性」でございますが、「文化、健康づくり、スポーツなど様々なことに市民が生き活きとチャレンジし、都市基盤整備を背景として産業活動が活発なまちであることを表現しています。』『「きらめく」でございますけれども、「いつでも何かを期待でき、新しいものが生まれるまちを追求し、座間らしさを創造しようとする姿勢を表現しています。』。このような将来都市像を定めております。

次に4ページ目でございます。一番上の段に将来目標と施策体系をまとめております。一番目として「笑顔溢れる 健やかなまち」これは健康と医療の分野でございます。健康と医療の分野に1から6、健康づくり、保健衛生、スポーツ・レクリエーション、医療体制、国民健康保険、介護保険、このような施策体系をもって、将来目標を実現していく、このような形になっております。二番目として「支えあい 思いやりにみちた やすらぎのまち」ということで、これは福祉の分野でございます。同じように7から11の施策をもって実現していくというような体系になっております。三番目として、「ともに考え ともに歩む 安心のまち」これは市民参加、コミュニティ、といった分野になっております。中に、12から24までの施策によって、事業を図っていこうというような体系になっております。四番目として「のびやかに 豊かな心 はぐくむまち」ということで、これは教育・生涯学習の分野でございます。これにつきま

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	5/10
日時		場所	

しても同様、6つの施策の実施を進めていくという体系になっています。五番目として「暮らし快適 魅力あるまち」これは都市基盤整備の分野でございます。六番目として「きよらかな水 大切に守るまち」これは水資源ということで、上水道と下水道の分野です。七番目として、「地球にやさしい 活力あるまち」これは環境・廃棄物・産業の分野になっております。8番目として「未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営」これは行政経営という市の内部の行政経営・戦略経営の分野になっております。9番目として、「市民意見 的確な判断と行動 信頼される行政運営」これは行政運営、職員育成や情報公開、電子自治体といった内容です。本計画は以上のような体系になっております。

それでは、この体系について、今日初めてお示しいたしますので、読みながら説明する形をとらせていただきたいと思います。

4ページ目下段の政策1、「笑顔あふれる 健やかなまち」ということで、太陽のマークがついているところは、政策1の「10年後に目指す市民生活像」というものを記載しております。「市民は、良質な健康環境のもとに、自らのライフステージに合わせた健康づくりに励み、また地域の包括的な保健・医療サービスを受けられることによって、安心して健康な生活を楽しまれています。」このような市民生活像を目指して、「市民の健康づくり活動を関係機関・部署と連携して支援し、さらにライフステージに応じた予防を重視した保健医療サービスを提供し、医療の負担軽減を図ります。

また、健康づくりに関する知識の普及と諸活動の原点として位置づけられている市民健康センターの効率的な維持管理に努め、地域保健の充実のため、関係団体等との連携を強化します。」このようなかたちで10年後の目指す市民生活像を実現していこうと考えております。その後ろに、施策1,2,3とあります。それぞれについて、例えば「健康づくり」については「市民ひとりひとりが、運動習慣を持ち、健全な食生活を実施するなど、健康に関する取組を実践し健やかな生活を営んでいます。」この姿を目指して、どのようにやっていこうかというところを示しております。

今回は、概要版ですので市長が申したとおり、重点施策というのを掲載しておりますが、本編ではすべての施策の方向、やるべきこと、どうしたら実現できるか、ということを示しております。どうやって実現していくのか、市民の方と協働で連携をとって実現していこう、それから国・県との連携、周辺自治体、広域的な取組というかたちで実現していこうと。それから行政外での共通資源、ヒト・モノ・カネ・情報というものを有効に活用して、施策に取り組んでいこうというようなことも、基本構想の中では示しております。

それになおかつ、施策ごとに具体的なまちづくり指標というのを設定しております。これは絶対指標でございますから、5年後10年後にどのような姿を目指していくかということが具体的に示されております。冒頭には現状の課題というものも示しております。

政策2は「支えあい 思いやりに満ちた やすらぎのまち」、10年後には、「市民は住み慣れた地域社会の中で、自立し、互いに助け合い、支えあって、生涯を通して健やかに暮らしています。」このような市民生活像を示して、「地域及び市民が、自助力・共助力を十分に発揮し、健やかな生活が営めるよう、活動の側面的支援を行います。また国・県や関係機関の取組みを

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	6/10
日時		場所	

十分活用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます」と示しております。

5 ページ目の2 段目、政策3 でございます。「共に考え 共に歩む 安心のまち」、市民参加・コミュニティの分野でございます。10 年後に目指す姿は「市民相互や市民と行政との連携により、多くの市民が各々の個性を生かし、まちづくりの主役として活躍することで、市民生活が豊かになっています。多様な地域コミュニティが活性化し地域の連帯感が増すとともに、防災・消防体制が整うことで、安心して生活できるまちになっています。市民は生活するうえで様々なトラブルに巻き込まれることなく、また、差別や偏見がない地域社会で安心して暮らしています。」というような生活像を示して、「地域コミュニティ活動や各種市民活動を市民を主役とした自助と共助の仕組みとして再構築し、これらの活動に対し市政への参画を促します。市民生活を脅かす天災、人災に関する情報を広く収集し、市民に提供するとともに危機管理メニューや体制を整備し、市民と協働の訓練を徹底します。国・県や関係機関、各種相談員などと連携し、消費生活に関する迅速な情報発信、相談窓口の設定などを行います。人権擁護について知識の普及啓発を図り活動の支援を行います。また、国・県や関係機関と連携し、女性などソーシャルマイノリティの社会的活動を支援します。市民が国内外の人と交流する機会を設けます。」となっております。

6 ページ目の2 段目、政策4 は、「のびやかに 豊かな心 育むまち」、教育・生涯学習の分野の内容になっています。目指す姿として、「市民は、それぞれのライフステージにおいて、互いの個性を尊重し合い、伝統・文化についてひとりで、あるいは共に学ぶことにより、豊かな心を育てています。また、その結果を生かして主体的に協働のまちづくりに参画し、地域社会の一員として活躍しています。」このような生活像を目指して「子ども達が生き生きと、家庭、学校、地域において心身ともに健全に、学び、遊び、育つために、教育環境を整え、地域の教育資源を活用した教育活動を充実します。また、市民の学習意欲を踏まえ、必要となる各種施設や市でできる学びの機会を持続的に提供するとともに、学習の成果を生活や地域活動に活用できるよう支援します。市民が求める芸術文化の催しを企画・提供し、市民が行う芸術文化活動を支援するとともに、年代等に応じて社会参加ができる環境と必要な情報や知識を提供し、健全な市民文化を形成します。」という内容を目指としています。

6 ページの一番下、「暮らし快適 魅力あるまち」これは都市基盤整備の分野でございます。10 年後には「市民は、安全で環境負荷の少ない交通環境、安心して住み続けられる居住環境、市民が集い、憩うことのできる空間が確保され、快適な都市生活を営んでいます。」。このような生活像を目指し、「持続的な発展が可能となる社会的資本を次世代に継承するため、中長期的な視点に立ち土地利用や都市基盤の整備、保全等に取り組みます。道路や公園など既設の都市基盤については維持管理水準を明らかにし、新たな整備については国土・県土形成における補完性の原則のもとで整備計画を定めるとともに、市の限りある経営資源を前提に、民間の資金や知恵、力を十分に活用し着実な維持管理及び整備をすすめます。」となっております。

7 ページ目の中段下、3 段目、政策6、「きよらかな水 大切に守るまち」水資源、上水道の関係でございます。「市民は、安全でおいしい水の供給を安定して受けています。また、下水道の適切な維持・管理により、衛生的な生活が営めるとともに、大雨の時でも浸水などの被害が

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	7/10
日時		場所	

少ないまちになっています。」このようなことを示し、「水道事業や下水道事業の果たすべき役割を踏まえて、計画的な施設整備や維持管理のための事業を着実に実施するとともに、お客様サービスの向上や経営の効率化、健全化を図ります。」という内容を目指します。

その下、政策7「地球にやさしい 活力あるまち」これは「環境と廃棄物・産業」の部分でございます。「市民や事業者は、世界的な地球温暖化への取り組みや、ごみの分別や減量化・資源化など環境負荷の軽減に積極的に取り組み、自然と調和した良好な環境を形成しています。産業においては、個々の経営が安定していることはもとより、農商工連携のもとで地域資源の観光資源としての活用などにより、地域経済の活性化が図られるとともに、安定した雇用と福利厚生が確保されるなどにより、充実した生活環境が維持されています。」このような市民生活像を目指し、「市民が低炭素社会の実現に向けてライフスタイルの転換を図ることができるよう、市の環境関連情報を提供するなど、市民等の環境に対する取り組みを支援します。また、農業における地産地消や商業における商店街の活性化、工業における道路をはじめとした基盤整備などの課題は、産業の1分野での解決が困難なものばかりであり、地域産業の活性化に市民や事業者と協働で市を挙げて取り組む中で、解決を目指します。座間市在住の勤労者に対して国、県、座間キャンプ、市商工会等の関連機関と連携して、雇用情報の提供、雇用相談、就労斡旋などによる支援を行います。」というような形となっております。

最後のページになります。上から2段目、政策8でございます。これについては「未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営」となっており、「市役所では、総合計画の実現を目指して、施策の重点化を図り、そこに財源をはじめとした経営資源を有効配分し、柔軟で機動性の高い行政経営を行っています。また、財政基盤の強化、資産の適切な管理、運用を行うことで、社会情勢が激変する時代においても、将来にわたり持続的に発展可能な希望を持てる都市となっています。」ということを目指し、「地域主権時代において、市は、市民の目線で定めた目標を達成するため、職員と財源を集中的に投入するなど、戦略的な経営を行います。また、地域資源(人材、資材、資金、情報)の現状を把握し、市民と協働でその効率的・効果的な活用を図り、地域社会の形成を牽引します。」と示しております。

最後、政策9になりますが、「市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政経営」については、「市民は、市民起点で柔軟な発想と主体的な行動ができる職員や市役所に対し、十分な信頼感を持っています。」という姿を目指し、「本市では、多様な市民ニーズに応える職員の育成、行政の透明性を高める情報公開、公平で適正な契約事務の執行、効率的で円滑な財産管理、さらには、適切な会計、監査の事務などを行っています。市議会は、条例や予算等の重要事項について審議し、市の基本方針を決定するプロセスを通して、執行機関の政策立案機能の強化を図るとともに、執行機関に対する監視機能を果たしています。また、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行っています。」としています。

以上が概要版の内容になっています。

冒頭申し上げましたけれども、この基本構想については、概要版より詳細な内容となっております。これについては、後日皆様方にお示しして、4月1日からのパブリックコメントをいただく期間にご覧になっていただいで、ご提言などをいただければと思っていますので、よろ

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	8/10
日時		場所	

しくお願いいたします。

## (2) 都市計画マスタープラン改定計画案の説明

都市計画課の森田です。よろしくお願ひします。私から都市マスタープランの改定の中間報告をいたします。資料につきましては、お手元に配布させていただいておりますA4判、縦の資料となります。お手元の資料の表題部分及び主要な項目につきましては、こちらのパワーポイントのほうにも映して説明いたします。

これまでの都市マスタープランの改定作業の経過については、これまでいただいたご意見と、庁内での検討を踏まえ、現在の都市マスタープランの現状、課題の整理などを行い、都市マスタープランの総括を実施し、都市づくりの目標を作成させていただきます。本日はこの総括、並びに目標に基づき、資料の表紙にある都市マスタープランの改定に向けた主な方向性と、都市マスタープラン改定計画案として、まちづくりの目標をお示ししたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは1ページ目をお開きいただきたいと思います。都市マスタープランの改定に向けた主な方向性からご説明させていただきます。方向性につきましては、将来の基本的な方向と分野別の方向の2つに分けております。1つ目の将来の基本的方向については、まず将来人口については総合計画との整合を図りつつ、「人口減少社会への対応と定住人口確保を見据えたまちづくり」としていくこと、2つ目の将来都市構造については、市全体を平面的に区分したゾーンの検討と、地域の特性を生かした拠点の検討及び将来交通等を踏まえた軸の検討となっています。なお、将来都市構造につきましては後ほどご説明します、改定計画案の中の、都市づくりの目標で詳しくご説明いたします。

次に2ページ目にいきます。2. 分野別の方向につきましては、1の土地利用から6の都市防災までの6分野について、改定に向けた主な方向性を示しております。

(1)の土地利用につきましてはこれらの方向性に基づき、地域別の構想の作成に反映していきたいと考えております。

(2)都市施設につきましては、交通から上下水道・河川・その他の施設まで3つに分けております。交通では、ここに示しております方向性と、現在策定しております座間市総合都市交通計画に沿ったかたちで、全体構想の中で反映していきたいと考えています。②の公園・緑地では、身近な公園整備から大規模な緑地の保全などの方向性に基づきまして、全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えています。上下水道・河川・その他の都市施設については、それぞれの分野に応じた方向性に基づき、全体構想や地域別構想に反映していきたいと考えております。なお、都市施設全体として、各施設の長寿命化の方向性もあわせて示しております。

(3)の市街地整備については、先ほどの土地利用の方針と共通する点がありますが、都市計画法等の活用を図り、地域別の構想の作成に反映していきたいと考えております。

(4)の自然・都市環境につきましては、未来に残る貴重な自然環境について引き続き保全と環境負荷の低減等を図り、全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えています。

(5)の都市景観につきましては、景観条例に基づく規制や誘導を引き続き取り組み、強化す



件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	9/10
日時		場所	

る方向で全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えております。

(6)の都市防災については、火災、震災、水害についてそれぞれ市の地域防災計画と連携を図りながら、全体構想や地域別の構想に反映していきたいと考えています。以上が都市マスタープランの改定に向けた主な方向性となります。

次に、「Ⅱ 都市マスタープラン改定計画(案)一都市づくりの目標—についてご説明いたします。これまでにご説明した都市マスタープランの改定に向けた主な方向性の部分に、都市づくりの目標として示させていただきます。

1の都市づくりの将来像としましては、1つ目として将来像の目標を設定させていただいております。都市づくりの将来像では、人口のピークから減少に転ずる社会、ますます進む高齢化社会を社会変化のキーワードとしまして、誰もが暮らしてみたいと思うまち、将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまちを、座間の自然や文化を生かしながらかつくりあげていくことを目指し、ここに「自然・文化を感じ、誰もが安心して住み続けるまち座間」と設定させていただきました。この将来像をもとに4つに分けた都市づくりの目標を掲げ、それぞれ目標の展開を示しております。

2つ目の将来人口と世帯フレームの設定につきましては、先ほど総合計画の中で説明と同じとなりますので、ここでは省略します。

2の将来都市構造につきましては、お手元の資料の最後に将来都市構造図がありますので、あわせてご覧いただきたいと思います。またこちらのパワーポイントには将来の土地利用、いわゆるゾーンと拠点の配置、及び軸の配置の3分割したものを、それぞれ見やすく映しご説明したいと思います。

まず1つ目の将来の土地利用、いわゆるゾーンにつきましては、市街地ゾーンと田園自然環境ゾーン、利用調整ゾーンの3つに分けております。まず市街地ゾーンにつきましては、都市計画の市街化区域を市街地ゾーンと位置づけ、市街地としての適切な土地利用の誘導や、市街地基盤の改定により都市機能の維持構造を図るものです。次に田園自然環境ゾーンにつきましては、市街化調整区域のうち主に農地や集落地により構成されている区域及び良好な自然環境が残る区域を、田園・自然環境ゾーンと位置づけ、農地としての利用の維持、良好な自然環境の保全を図るものです。次に利用調整ゾーンにつきましては、栗原東部地域を利用調整ゾーンと位置づけ、農業環境の保全を図りつつ区域にふさわしい土地利用の検討をしていきたいと考えています。

次に、2つ目の拠点の配置につきましては、中心拠点から緑の拠点まで5つの区分にそれぞれ配置いたします。①の中心拠点につきましては、市役所周辺を行政施設及び文化施設が集積する中心拠点と位置づけ、本市中心にふさわしい業務地としてさらなる機能の充実と利便性の向上を図るものです。②の地域拠点につきましては、市内の鉄道駅周辺を、市民生活を支える地域拠点と位置づけ、利便性、快適性の向上を図る区分です。③の産業・研究拠点につきましては、市東部に大規模な工業・研究施設が立地する地区を、本市の活力を支える「産業・研究拠点」と位置づけ、産業の立地環境の保全を図るものです。④の歴史・文化の拠点、歴史的な街並みが残る鈴鹿・長宿地区を、本市の歴史と文化を伝える「歴史・文化の拠点」と位置づけ、

件名	第2回地域別懇談会 (基本構想素案及び都市マスタープラン改定計画案の説明)	頁	10/10
日時		場所	

歴史的な街並みの保全を図っていきます。最後に⑤につきましては、緑の拠点とし市内の大規模な公園や座架依橋周辺のレクリエーション施設を、市民活動の場、観光交流の場となる「緑の拠点」と位置づけ、関係機関と協力して整備・維持管理を図ります。また、羽根沢地区の市街化調整区域を、良好な緑地が残る「緑の拠点」と位置づけ、保全を図ります。

次に3つ目の軸の配置につきましては、都市軸から自然環境軸まで4つの区分でそれぞれ配置させていただきます。①の都市軸につきましては、広域都市間や近隣都市間の移動と、市内の移動を確保する軸としての都市計画道路、首都圏中央連絡自動車道いわゆる圏央道、東名高速道路、綾瀬インターチェンジ計画のアクセスルートとなる、東西・南北を都市軸と位置づけ、都市間や地域拠点間の連携強化を図るものです。②の生活軸につきましては、地域内もしくは市街地内の移動を確保する軸として、地域拠点を結ぶ主要な都市計画道路、JR相武台下駅および入谷駅へのアクセス道路を位置づけ、地域間の連携強化と市街地内の交通網の機能強化を図るものです。③の公共交通軸につきましては、小田急小田原線、JR相模線、相模鉄道の3線は都市間の連携を補う公共交通軸と位置づけ、利便性の向上を図るものです。④の自然環境軸につきましては、自然空間として保全・活用すべき軸として、相模川、相模川段丘の斜面緑地、座間丘陵、目久尻川流域の斜面緑地、一般県道相模川自転車道を「自然環境軸」と位置づけ、親水機能の確保や自然環境の保全、レクリエーション機能の充実を図るものです。以上が都市マスタープラン改定に向けた主な方向付けと、都市マスタープラン改定計画案としての都市づくりの目標となります。

今後につきましては、これらをもとに全体構想、地域別の構想を8月から9月下旬頃までにご提示し、都市マスタープランの地域別の懇談会等でこと具体的なご意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。